

eLTAX で特別徴収税額通知データの受け取りを希望される事業者の皆様へ

①平成 30 年度以降の特別徴収税額通知データ(参考データ)の提供について

従来、当市においては、希望される事業所様に対して、特別徴収税額通知データ(参考データ)を送付しておりましたが、先般の税制改正により、平成 30 年度以降分は、eLTAX を介しての提供は行わないこととなりました。

なお、「参考データ」に替わるものとして、特別徴収税額通知データ(電子署名なし「副本通知」)を提供いたします。(電子署名つき「正本通知」の提供には対応していません)従来の「参考データ」と、「副本通知」とでは、ファイルの仕様(データ構造)が異なるため、電子データでの取込みを予定している事業者様においては、「副本通知」のファイル仕様に未対応の場合、給与管理システム等への取込みができないことが想定されるため、同システム等を改修していただく必要が生じます。なお、給与管理システム等の改修が間に合わない場合の当面の措置として、平成 30 年度においては、CSV 出力した「副本通知」のデータを、従来の「参考データ」へ変換するツールを提供いたします。(平成 30 年 4 月頃に eLTAX のホームページにおいて提供予定)

②新しい「副本通知」の受け取り方法

給与支払報告書の提出時に、特別徴収税額通知の受け取り方法に、従来どおり「書面」を選択したが、「副本通知」のデータ提供を希望する事業所様においては、その旨を当市にご連絡いただく必要がありますので、税務課税務係までご連絡をお願いいたします。その際、「副本通知」をダウンロードする際に必要となる「保護番号」を送信する先のメールアドレスを伺いますので、給与担当のメールアドレスをお知らせください。

従来の「参考データ」は、メッセージボックスを介して取得していただいておりますが、「副本通知」は、処分通知等メニューからの取得となります。「副本通知」には、個人番号が含まれますので、事業所様のセキュリティポリシーに従い、適宜削除してください。

また、eLTAX ホームページの平成 30 年 1 月 5 日付けお知らせ「特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の税制改正対応について」に従って、既に特別徴収税額通知の受け取り方法を「電子データ」+「メールアドレス」として登録されている事業者様については、入力いただいた内容に基づき「副本通知」を提供いたします。